

企業年金連合会における年金給付事業の実施状況に関する報告（企業年金連合会）  
（平成20年8月29日）

事業の実施状況に関する報告（大臣報告）について

企業年金連合会では、受給開始年齢以後裁定を行っていない者（以下「未請求者」という。）の解消のため全力で取り組んでいるところです。このたび、厚生労働大臣より毎事業年度終了後6月以内に報告を求められている、未請求者の状況及び企業年金連合会が講じた措置について、以下のとおり報告を行いました。

### 未請求の状況

#### 1. 平成19年3月末時点の未請求者124万人の平成20年3月末の解消状況

平成19年3月末時点で裁定請求を行っていなかった方:124万人。

平成19年度の対策実施で **17万人(13%)**が未請求を解消され、平成20年3月末時点でも未請求で残っている方は **107万人**。その中の **89万人(83%)**が現住所不明。

現住所の把握が未請求問題の最大の課題であり、広報や裁定請求書類再送付による確認等、最大限の努力を行っている。

#### <未請求者解消のため平成19年度中に実施した対策>（対策費用11.1億円）

##### 広報の徹底

新聞、テレビ、ラジオによる広報や、社会保険事務所へのポスター、チラシの配布。

##### 相談体制の充実

コールセンターの体制強化（最大200人体制）、相談体制の充実。

\*本人からの書類送付依頼により現住所が判明し、裁定請求書類を送付した数21万人。

##### 裁定請求書類の再送付(19万人)

裁定請求書類が到達している未請求者への裁定請求書類の再送付。

##### 中途脱退者等に送付する「承継通知書」にパンフレットを同封

#### 2. 平成19年度中に受給権を取得した方の状況

平成19年度中に新たに受給権を得た方は **68万人**。

前記68万人を対象に裁定請求書類を送付し、届いた51万人中27万人(40%)が裁定に至った。1万人から死亡連絡。

この結果、**40万人**の方が請求に至っていない。**23万人(34%)**には裁定請求書類は届いており、請求手続中や請求を遅らせている方も含まれている。

### 3. 平成 20 年 3 月末時点で未請求で残っている方の状況、「請求先延ばし」を除いた方の推計、平成 20 年 4 月以降の裁定等の対処状況と住所解明状況

平成 20 年 3 月末時点で未請求で残っている方は、124 万人の未解消者 107 万人に平成 19 年度中 60 歳に到達し裁定等に至らなかった 40 万人を加えた **147 万人**。

また、この中には、在職中のため裁定請求を先送りしている方や、請求手続中の方があり、65 歳頃までには請求が見込まれる。60 歳から 65 歳までの間に請求される方の比率に基づく推計によれば、これらの「請求先延ばし」の方は約 29 万人と推計されるので、この「請求先延ばし」の方を除いた未請求者は **118 万人**と見込まれる。

なお、平成 20 年 3 月末の未請求者 147 万人のうち、平成 20 年 4 月から 7 月末までに、裁定された方 18 万人、死亡連絡のあった方 2 万人であり、計 **20 万人(14%)**について未請求が解消された。また、社会保険庁からの住所提供で新たに 14 万人の現住所が解明された。(平成 20 年 8 月 8 日現在)

#### 未請求の原因の分析と対策

##### [原因 1] 現住所不明のため裁定請求書類を送付できない

未請求者 147 万人中、現住所不明 106 万人(72%)

##### 対策 社会保険庁等の住所情報提供による**現住所把握**。

##### 厚生年金の受給権者ファイルとの照合による**現住所把握(平成 20 年 4 月以降)**

現住所不明 106 万人中、平成 20 年 8 月 8 日時点で 14 万人の住所が新たに判明。

##### 厚生年金被保険者ファイルとの照合による氏名・基礎年金番号等変更者の**現住所把握(平成 20 年 10 月以降)**

##### 住民基本台帳ネットワークシステムによる**最新の現住所把握のための働きかけ**

必要な法制度上の手当てについての働きかけや、連合会のシステム整備。

##### [原因 2] 在職中等による「請求先延ばし」や、年金額が少額等のため請求しない

未請求の方の中には裁定請求書類を送付・再送付しても請求されない方がいる。

このように請求書類が届いても請求しないのは、次の理由が考えられる。

60 歳台前半の方(未請求者の 58%)には**在職中の方が多く**、公的年金の裁定請求と合わせて引退時に請求しようとしている方がいる。(「**請求先延ばし**」)

\*平成 19 年 60-64 歳の就業率 56% (総務省『労働力』調査)

**年金額が少額のため請求しない方がいると思われる**。中途脱退者のうち年金 5000 円未満(月額 417 円未満)の方が半数弱(47%)

[参考] 裁定請求書類再送付時に行った請求しない理由のアンケート(平成 20 年 7 月 31 日)

回答 18,296 人 複数回答のため 18,775 件

うち、年金が少額のため辞退 3,624 件(19%)、受給を先延ばししたい 3,211 件(17%)

## **対策 請求促進のためのあらゆる対策の実施**

### **広報及び相談体制の充実**

- ・効果的な広報による未請求問題及び連合会の年金制度の周知。
- ・電話相談窓口の強化 5月13日より70人から100人体制に強化。

### **連合会ホームページの改善(平成20年9月実施予定)**

- ・インターネットを通じ中途脱退者であるかどうかを確認可能。
- ・インターネットを通じ住所変更届可能。

### **事業所から中途脱退者等への周知徹底(平成20年6月から実施)**

- ・退職時等における事業所での十分な説明および制度・手続きの内容を記した「ご案内チラシ」の配布。
- ・年金の連合会への承継及び住所・氏名変更時の連合会への届出について、周知徹底を図る。

### **中途脱退者等へ送付する「承継通知書」の改善(平成20年9月実施予定)**

- ・承継通知書様式を、はがきからA4版帳票化。住所・氏名変更届の必要性を明記。パンフレットに住所・氏名変更届を添付。

### **中途脱退者等への年金記録通知の準備**

- ・58歳時点で年金記録内容と請求手続を通知(21年度目途)。実施に向け平成20年度中に必要なシステムを開発。